

**(仮称) 第3次浜田市総合振興計画等策定支援業務
公募型プロポーザル審査評価基準表**

(仮称) 第3次浜田市総合振興計画等策定支援業務公募型プロポーザル審査は、以下の評価基準により審査・評価するものとする。

1 【一次審査（書類選考）評価基準】

審査項目	審査基準	配点
(1)業務実績	令和2年度以降に行った総合計画などの行政計画の策定業務または改定業務の受注実績は十分であるか。	5点
(2)実施体制	業務遂行に必要な人員及び体制が確保されているか。	5点
(3)業務工程	業務工程は効率的かつ適切なものとなっているか。	5点
(4)見積金額	見積金額は、提案内容に対して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	5点
(5)業務内容	本市の特性や地域性を理解した提案となっているか。 市民にとって分かりやすい計画の構成が見込まれるか。	10点
(6)理解度	業務の目的や本市の課題を理解しており、目的達成が期待できるか。	10点
(7)独自提案	提案者の強みを生かした提案がなされているか。	10点
一次審査（書類選考）合計点		50点

2 【二次審査（プレゼンテーション）評価基準】

審査項目	審査基準	配点
(1)業務実績	令和2年度以降に行った総合計画などの行政計画の策定業務または改定業務の受注実績は十分であるか。	10点
(2)実施体制	業務遂行に必要な人員及び体制が確保されているか。	10点
(3)業務工程	業務工程は効率的かつ適切なものとなっているか。	5点
(4)見積金額	見積金額は、提案内容に対して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	5点
(5)業務内容	本市の特性や地域性を理解した提案となっているか。 市民にとって分かりやすい計画の構成が見込まれるか。	20点
(6)理解度	業務の目的や本市の課題を理解しており、目的達成が期待できるか。	20点
(7)独自提案	提案者の強みを生かした提案がなされているか。	10点
(8)業務知識	事業者や担当者が業務の知識に優れており、円滑な業務遂行に期待できるか。	10点
(9)意欲・対応	この業務に対する熱意が感じられるか。 質疑に対する回答が明確であったか。	10点
二次審査（プレゼンテーション）合計点		100点